

Renaissance

2022.1

明けましておめでとうございます。

事務所報を通して多くの方々と語り合い、皆様と共にさらに充実した事務所を目指して

No.55



タイトル:道 (弁護士 中内良枝)

AICHI SOGO LAW OFFICE

| | | | | | |
|----------------|---------------|--------------|-----------|-----------|------------|
| 弁護士 村上文男 | 弁護士 西尾 進 | 弁護士 尾関栄作 | 弁護士 檀浦 康仁 | 弁護士 勝又 敬介 | 弁護士 木村 環樹 |
| 弁護士 渡邊健司 | 弁護士 水野憲幸 | 弁護士 森下 達 | 弁護士 奥村 典子 | 弁護士 小宮 仁 | 弁護士 遠藤 悠介 |
| 弁護士 加藤耕輔 | 弁護士 横井優太 | 弁護士 服部文哉 | 弁護士 米山健太 | 弁護士 中内良枝 | 弁護士 居石孝男 |
| 弁護士 田村祐希子 | 弁護士 深尾 至 | 弁護士 佐藤康平 | 弁護士 安井孝侑記 | 弁護士 加藤純介 | 弁護士 黒岩将史 |
| 弁護士 牧村拓樹 | 弁護士 岩田雅男 | 弁護士 田中隼輝 | 弁護士 丸山浩平 | 弁護士 池戸友有子 | 弁護士 小出麻緒 |
| 弁護士 長沼寛之 | 弁護士 西村綾菜 | 弁護士 中村 展 | 弁護士 石井健一郎 | 弁護士 松山光樹 | 弁護士 鈴木智大 |
| 弁護士 浅野桂市 | 弁護士 加藤怜樹 | 弁護士 浅井 航 | 税理士 大橋由美子 | 税理士 大橋信義 | 司法書士 日下部敬太 |
| 司法書士 行政書士 山崎千枝 | 社会保険労務士 小木曾裕子 | 社会保険労務士 大内直子 | | | |

100%

この事務所報は再生紙を使用しております。

古紙100%再生紙

愛知総合法律事務所

検索

<https://www.aichisogo.or.jp>

愛知県弁護士会・岐阜県弁護士会・三重弁護士会・静岡県弁護士会・第一東京弁護士会所属

明けましておめでとうございます。

本年が皆様にとつて
実りある年でありますよう
ご祈念申し上げます。

代表弁護士 村上 文男



1 当事務所とコロナ禍

第一回緊急事態宣言が発出されたときはこれほど長く続くとは思いませんでした。

当事務所は理念に「依頼者のため」を掲げています。コロナ禍だからこそこの理念の通り事務所を閉鎖することのないようにしなければなりません。

2 ウィズコロナ

右記のためにもコロナ対策は最重課題です。早速、事務所入り口に消毒液と検温のための非接触体温計を配備し事務所の全員に励行を促しました。また相談者・依頼者にも同様のお願いをしました。弁護士も依頼者もアクリル板を挟んでのマスク着用面談にしました。弁護士全員に事務所支給のパソコンで外部から事務所へのアクセスができるように在宅勤務ができる体制を取りました。

所員のコロナ罹患回避策として、第一回の緊急事態の発出のときに時短勤務にしました。当事務所の本部事務所は四階～六階の三階を貸しきっていますので、各階の往来の禁止と同時に支所の人の本部への来所を原則禁止して、どこかの支所・階の人々がコロナに罹患しても他の場所の人々が濃厚接触者にならないための措置を講じました。更にコロナ専用の無料法律相談も開催しました。

3 アフターコロナ

本年は既に数名の内定採用者が決まっています。来年もそれ以上の内定採用者が決まっています。常の業務をすることが法律事務所には求められています。コロナ禍だからこそ依頼者・相談者に寄り添っていきたいです。

コロナ禍の備えと弁護士業務の進化

共同代表弁護士 横井優太

1 愛知総合法律事務所では、緊急事態宣言下でも法律相談を継続するための試みとして、2020年5月15日の東京自由が丘事務所開所と合わせ、Zoomを用いたオンライン法律相談を始めました。

また、事務所にお越しのたびお客様が安心して相談に臨んでいただけるよう、産業医の先生から助言を受けながら、相談室・執務室の換気・消毒・物理的距離の確保に努めてきました。

2021年7月には、愛知県弁護士会等をはじめとする関係機関のご協力のもとで、希望する職員及びその同居家族を対象とする武田ノモデルナ社製ワクチンの職域接種を実施しました。8月下旬までに所員の90%以上が2回接種を終え、感染第5波のピーク時も平常通り業務を続けることができました。10月末時点で全ての弁護士・税理士・司法書士・社会保険労務士・行政書士が2回接種を完了し、感染第6波の到来に備えました。

2 コロナ禍では、事務所と人やデータを結ぶITの重要性を再認識することになりました。当事務所は、第1回の緊急事態宣

言の発令時に、弁護士や各士業が、事務所の外から仮想プライベートネットワーク（VPN）を経由して事務所のサーバーにアクセスすることを解禁しました。これにより、弁護士が外出先からお客様とメールやデータのやり取りをすることが可能になりました。

リモートでの弁護士業務の可能性が開けてくるにつれ、持ち運びを必要とする紙の記録の不便さを再認識することになりました。そこで、紙の記録に書かれた情報をデータに変換するためのスキャナーを追加するとともに、所員のデスクに各1台ずつマルチモニターを設置しました。今後、民事裁判が全面的にオンラインで実施されるのに合わせてペーパーレス化を実現することを目指しています。

また、事務所内の座席に座らないとお客様との通話ができない固定電話の利用についても、見直しを始めています。ノートパソコンとスマートフォンがあれば、いつでも、どこにいてもお客様に弁護士のサービスを提供できる法律事務所を目指して、試行錯誤を続けたいと思います。

愛知総合法律事務所 ONLINE MEETING

～コロナ禍での各支所の取り組み、変化した出来事、地域ごとの小話など～



弁護士
田村祐希子



弁護士
加藤純介



弁護士
居石孝男



弁護士
牧村拓樹



田村

さて、今回は支所での取り組みやコロナ禍前と比べて変化したことなど共有できればと思います。このミーティングが記事になるころにはコロナが収束しているといいのですが。

コロナ禍で思うように移動もできない時期が続きましたが、オンラインで顔を合わせることも増え、顔を見る機会が増えた気がしますね。

東京自由が丘事務所は、コロナ禍真っ只中での開設だったので、以前との比較は難しいのですが、何か以前と変わったことなどありますか。

東京自由が丘事務所は、相談室にパーテーションを設置しました。相談前の手指の消毒、検温、マスクの着用をお願いしています。インフルエンザなどコロナ禍真っ只中の開設だったので、以前との比較は難しいのですが、何か以前と変わったことなどありますか。

静岡事務所は、相談室にパーテーションを設置しました。相談前の手指の消毒、検温、マスクの着用をお願いしています。インフルエンザなどコロナ禍真っ只中の開設だったので、以前との比較は難しいのですが、何か以前と変わったことなどありますか。

宮があるのですが、平日ではあるものの、明らかに観光客が少なくなっているように感じます。緊急事態宣言が解除された後は観光客でぎわっていたというニュースも流れています。緊急事態宣言が解除された後は観光客でぎわっていたといふことになります。観光客が来られるようになつて欲しいと思います。

東京自由が丘事務所にもぜひ遊びに来て欲しいです。岐阜大垣事務所にもぜひ伊勢駅前事務所にもぜひ。伊勢神宮ご案内しますよ。

お茶どころ静岡も負けいませんよ。富士山もきれいです。ちょっと事務所からは遠いでいいです。

コロナ以外のウイルスもあるので、今後もある程度の感染対策は必須かもしれませんね。

伊勢駅前事務所も同じように対応しています。換気のために窓を開けるようになったので、虫が入るようになってしまい、窓に網戸を付けました。

マスクと言えば、裁判所の出廷の際には不織布のものに限るとの通知が出てますね。やはり感染対策には不織布マスクが適しているようです。

伊勢駅前事務所も執務時間中はほとんどの時間で窓を開けています。窓がない相談室は可能な限り使用しています。以前は岐阜大垣事務所のメンバーで懇親会や、弁護士が遅くまで残っていると近くに夜ご飯を食べに行ったりして

岐阜大垣事務所も執務時間中はほとんどの時間で窓を開けています。窓がない相談室は可能な限り使用しています。以前は岐阜大垣事務所のメンバーで懇親会や、弁護士が遅くまで残っていると近くに夜ご飯を食べに行ったりして

支所自慢になりましたね。ところで皆さんにお休みの時はどのように過ごされていますか？わたしは、もともと料理が趣味で、休日は自宅にこもって手の込んだ料理をしたり、スイーツを作ったりして過ごしています。あと、小説を読みまくっています。

フレンチブルドッグを飼っているので、自宅で戯れたり、散歩に行ったりしています。カラオケが趣味なのですが、すっかり行けなくなりました。自肃しています。早くカラオケで喉が枯れるまで熱唱したいです。

休みの日に子どもの面倒を見るのが最高のリフレッシュになつていま

いましたが、気軽にそ
ういったこともできな
くなりましたね。何気なく食事をしながら近況を報告し合つたりして
いたことがなくなつたのは寂しい限りです。

わたしも仕事後に、友人と食事に行つたりす
ることが多かつたですが、コロナの影響で外
食が減り、自宅で過ごすことが増えました。
事務所のまわりも、飲食店のあたりは人通り
が少なくなった印象です。

岐阜大垣事務所の近くの商店街では夏は水ま
んじゅうを売つていて、見た目も涼しげで水の都大垣といった感じで水の素敵だったのですが、最近はコロナの影響か店頭販売もなくなってしまいました。

伊勢駅前事務所から徒歩圏内に伊勢神宮の外
田村先生、約束ですよ。わたしもコロナ禍でゴルフに行くことが減りました。次回はオンラインではなく顔を合わせるのは愛知総合ゴルフコンペになりそうですね。待ち遠しいです。

そうです。収束したら、子どもと遊園地や温泉街、観光地に行きたいですね。マスクを外して街中を歩ける日が早く戻つて欲しいです。

田村先生、約束ですよ。わたしもコロナ禍でゴルフに行くことが減りました。次回はオンラインではなく顔を合わせるのは愛知総合ゴルフコンペになりそうですね。待ち遠しいです。

そろそろお時間ですかね。子どもが待つてます。また皆さんの支所の様子教えてくださいね。ありがとうございました。

コロナ禍の中での弁護士の日常 —民事裁判への影響—



弁護士 檀浦 康仁



1 コロナ禍と裁判手続等の遅滞

新型コロナウイルス感染拡大防止のための緊急事態宣言が初めて発令された令和2年には、裁判期日の延期等が多く行われました。

特に、最初の緊急事態宣言の際には、大部分の事件について、期日が延期等されました。審理が既に終了していた事案すら、判決言渡しの期日を1,2か月延期されたものが複数ありました。

まだ情報が不足していたこともあります。今の目から見ると、安全確保のために過剰な対応が取られていたように思います。

令和3年には、緊急事態宣言発令時期においても、大幅な遅滞に繋がるような期日延期は行われませんでした。裁判所も、感染防止対策を講じつつも、裁判の遅滞を生じさせない努力をされているのだと思います。



2 禍転じて福となす

裁判のIT化は、以前から進められていたことではあります。コロナ禍の必要に迫られて、Teamsを利用したWEB会議の利用などが促進されていると感じます。

遠方の裁判所の裁判では、電話会議やWEB会議がコロナ禍前より活用されるようになりました。移動時間が激減しました。移動時間が減ったことで、その時間を作業に充てられます。裁判期日の前後の時間を気にしなくて良いため、期日が入りやすくなり、迅速な審理にも繋がっています。また、解決までに長時間をする複雑な事案では、出張の交通費が節約できる、という副次的効果も生じています。

ごく近所の名古屋地裁でもWEB会議の利用が進んでいます。事務所にいながらPCの画面で裁判官及び相手方代理人と顔の見える状態で、証拠書類等を示したりしながら、期日が開催されることがごく普通に行われるようになってきました。

依頼者との打合せ等による裁判の準備についても、電子メールやZoomを利用したWEB会議等を活用すること等により、従前より効率的に進められる部分も出てきました。

コロナ禍をきっかけに、ITがさらに活用され、より審理が効率化され、迅速で充実した裁判が実現し、禍転じて福となす、となれば良いと思う今日この頃です。

コロナ禍前後の法律問題

弁護士 米山 健太

私は、3年間大学病院に出向し、令和2年11月に事務所に復帰いたしました。復帰後から、ウィズコロナの弁護士業務を担当していますが、コロナは社会問題にどどまらず、法律問題にも大きな影響を与えていると実感しています。

任意整理・破産など、超過債務に関するご相談を受ける際には「コロナによる収入減少・失職」が原因である事案が一定数ありますし、離婚する夫婦とそのお子様の面会交流などの家事事件では、コロナ感染の危険があるとして面会を拒絶される事案もありました。企業の問題では、勤務先が従業員にコロナワクチンの接種を強制できるかなど就業環境や労働関係に関するご相談もあります。

このように、コロナは法律問題にも影響を与えていますが、従前通用してきた法律理論を見直す良い機会でもあります。弁護士業務の基本に立ち返り、今後も依頼者の皆様がおかれた状況・お悩みに即した解決方法を模索したいと思います。



コロナ禍の中での弁護士の日常

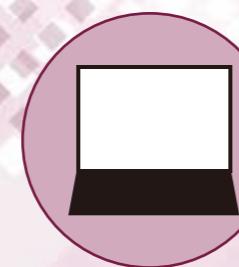
弁護士 浅野 桂市



新型コロナウイルスの流行により、裁判所の運用が変わったを感じられることがあります。調停などでは人数や部屋数の制限がされているため、期日の調整が困難になり、期日間の間隔があいてしまうことが増えたように感じられます。一方、ウェブ手続が拡大・充実したことにより、遠距離の裁判所での手続がウェブ手続で可能になる場合が増えました。その場合には時間の短縮になるとともに、依頼者の皆様にとって弁護士に出張費用や交通費をご負担いただく必要がなくなるというメリットがあります。

とはいっても、新型コロナウイルスの流行により、依頼者の方々との交流の機会もなくなってしまい、弁護士同士の懇親もなくなりてしまい残念で仕方ありません。ワクチンの普及により、収束することを期待しつつ、収束後にはウェブ会議がさらに拡大・充実し、IT化が発展した裁判手続になることを期待したいところです。

電子帳簿保存について



税理士 大橋信義

経済社会のデジタル化を踏まえ、電子帳簿保存法の改正がされ、令和四年一月から帳簿書類を電子的に保存する際の手続等について見直しがされました。

電子帳簿保存法とは紙で保存が義務づけられている帳簿書類について、一定の要件で電磁的記録による保存を可能とする法律です。

電磁的記録による保存は、大きく三種類に区分されています。

●電子帳簿等保存(電子的に作成した帳簿・書類をデータのまま保存)

●スキャナ保存(紙で受領・作成した書類を画像データで保存)

●電子取引(電子的に授受した取引情報をデータで保存)

今回の改正のポイントは大きく四つになります。

①税務署長の事前承認制度が廃止されたため、会計システムやスキャナ等が準備出来次第電子保存が可能です。

②タイムスタンプの付与期間が最長約二か月へ延長され、受領者がスキャナで読み取る際の自署が不要などのタイ

ムスタンプの要件が緩和されました。
③検索要件が「取引年月日、取引金額、取引先」のみに緩和され、税務署の電子データのダウンロードに応じることができる場合は、検索要件の全てが不要とされました。

④電子取引の電子データ保存の義務化されます。これまでと異なり電子取引データは書面による保存が廃止され電子保存をしなければいけなくなります。

電子保存のメリットは、オフィスの省スペース化、経理業務の効率化、業務コスト削減、書類を探す手間の削減、保存の安全性などが考えられます。

逆にデメリットは、システム導入のコスト、所定のルール管理の徹底、システム障害のリスクが考えられます。

コロナ禍の現在において、テレワークの普及など以前にも増して時間や場所などの有効活用が徹底されてきています。

今回の改正により電子帳簿の保存がより活用しやすくなっていますので、消費税の仕入税額控除への影響も考慮して導入を検討してみてはいかがでしょうか。

健康保険・厚生年金保険の適用範囲拡大

社会保険労務士 小木曾裕子

健康保険・厚生年金保険(以下、「社会保険」)へ加入する必要のある方は、原則として、フルタイム労働者と週の所定労働時間および1カ月の所定労働日数がフルタイム労働者の4分の3以上の方となります。しかし、健康保険法等が改正され、平成28年10月より、従業員数が501人以上の企業については、一部短時間労働者についても社会保険へ加入されることになりました。この短時間労働者の社会保険加入義務が、令和4年10月からは、従業員数が101人以上の企業まで拡大されることになります。また、これまで雇用見込みが「1年以上」あることが条件とされていましたが、「2カ月以上」に短縮されます。なお、101人以上の「従業員数」とは、フルタイム労働者と週の所定労働時間および1カ月の所定労働日数がフルタイム労働者の4分の3以

上の合計となります。
社会保険へ加入させることとなる短時間労働者は、下記条件を満たす方となります。

- ①週の所定労働時間が20時間以上
- ②月額賃金が8.8万円以上(時間外手当、皆勤手当、通勤手当、家族手当を除く)
- ③2カ月を超える雇用見込みがある
- ④学生ではない(休学中や夜間学生は加入対象)

雇用保険へは加入しているものの、社会保険へは加入していない方が多くみえる企業では、社会保険料の負担が大きく増える可能性があります。適用拡大まで残り10か月程の期間がありますので、これまでに労働者の勤務条件を確認し、社会保険料の増額の確認や、新たに適用対象となる方への説明をお勧めします。

建設業の許可申請について

司法書士・行政書士 山崎千枝

経験した者がいること、2つ目は許可を受けれる業種について一定の資格又は経験を有する技術者がいること、3つ目は自己資本の額が500万円以上等財産的基礎を有していることです。

建設業の許可申請をお考えの方は、お気軽に行政書士にご相談ください。





会社設立Q&A



司法書士
日下部敬太

Q

会社設立の流れを教えてください。

A

まずは定款を作成します。定款とは会社の基本ルールです。会社の名前や本店の住所、目的、発起人(会社を作る人)の住所・氏名などを定めます。公証役場というところにいる、公証人に内容を確認してもらうと、定款の完成となります。

公証人の確認後、資本金となるお金の振込・役員を選任し、法務局に設立登記を申請することで設立完了となります。会社設立日は登記を申請した日となります。

Q

会社の設立日を自由に選ぶことはできますか？

A

法務局が開いていない土日祝日以外であれば、自由に選べます。

Q

登記申請から完了までの目安はどれくらいですか？

A

申請時期・法務局によって異なりますが、目安として1週間～10日程度です。

Q

合同会社というのがあると最近聞きました。株式会社との違いは何ですか？

A

株式会社と合同会社の違いをおおまかにいうと次の通りです。

株式会社：出資者が会社を所有し、取締役に経営を任せる

合同会社：出資者が会社を所有し、運営も行う

気軽にコミュニケーションをとることができる家族で経営する場合、合同会社の方が株式会社より柔軟な会社運営が可能となります。また、合同会社にするメリットとして、会社設立費用を15万円程度抑えることができるのも挙げられます。

しかし、知名度が低く株式会社より信用が落ちる・資金調達の方法が限られるというデメリットもあります。

合同会社にするのか、株式会社にするのかは、業種や事業規模、資金繰り、将来性など様々な面を考慮した上で選択する必要があります。

弁護士
安井孝侑記



無罪判決を獲得

弊所岡崎事務所所属の安井孝侑記弁護士と田中隼輝弁護士が弁護人を務めた事件(名古屋地方裁判所岡崎支部)について、無罪判決を獲得しました。

主任弁護人安井孝侑記弁護士からのコメントを掲載します。

「今回、当職らが担当いたしました事件で無罪判決を獲得しました。冤罪があつたことは許されることではありませんが、無罪が認められたこと自体は依頼者にとって最低限の結果を獲得できたと思います。弊所では、所員を対象とした当該事件の報告会及び勉強会を通じて、刑事弁護に関する知見を深め、さらなる研鑽を行って参ります。」

～ブレイクタイム 事務局のWithコロナでのお家時間～

子供達と一緒にお家時間

小牧事務所 伊神

コロナ禍で思うような外出ができるない日々が続き、我が家でも6歳の長男と、2歳の二男とともに、いわゆるお家時間を試行錯誤しながら過ごしています。

夏にはビニールプールや流しそうめんパーティーをしたり、お菓子作りが好きな長男の誕生日には、自身の誕生日ケーキの仕上げの飾り付けをお願いしました。(弟は試食担当でしたが…)

子供たちは家のなかで出来る遊びを工夫したり、新しいことにチャレンジしており、子供たちの有り余る体力とポジティブさに圧倒されながら、忙しく、騒がしい毎日を送っています。

東京自由が丘事務所 長谷川

私は観劇が趣味なので、おうち時間も舞台の配信などを観ながら過ごしています。

友人とペンライトを持ち寄って鑑賞するのも楽しいですし、何よりも劇場よりも気軽に観られるので、この期間に新たなジャンルの作品と出会うことも多く、充実した時間を過ごせています。

ただ、やはり舞台は劇場で観るのが一番なので、早く気兼ねなく公演ができるようになりますように、待ち遠しく思う今日この頃です。

舞台の配信観劇



コロナと
キヤンブシーリング



名古屋丸の内本部事務所 早川

コロナ禍で、にわかに注目されたオートバイ。バイクは一人で走り、会話もない乗り物で、究極のソーシャルディスタンスを保ったまま、移動できる乗り物です。

私は、オークションで購入したバイクを分解して、綺麗にしながら組み立てるレストアを趣味としており、完成すると、レストアしたバイクでキャンプに出掛けます。下道をトコトコと進み、遠くにあるキャンプ場に到着した時は、なんとも言えない達成感で疲れも吹き飛びます。これからも、コロナに負けず、趣味であるバイクと楽しく過ごしていきたいと思います。

オンライン飲み会



オンライン飲み会

コロナ禍のため飲食店が時短営業等をしており、友人と飲みに行くことが中々できない世の中となりましたが、その代わりにZoomやDiscordを利用してオンラインで飲む機会が増えました。

オンラインでは普段会えない遠方の友人や高校・大学卒業後連絡を取りていなかった友人とも話す機会があり、IT技術の発展に感謝を感じております。

しかし、やはり一緒にお店で飲みたい気持ちが大きいので、コロナの収束後に、旅行をして友人たちと美味しいお店に行ける日を楽しみにしております。

弁護士
田中隼輝



ウィズコロナでの 今後の当事務所の歩み・進歩

弁護士
佐藤康平



ルネサンスをご覧の皆様、新年あけましておめでとうございます。

弁護士法人愛知総合法律事務所副代表兼名古屋新瑞橋事務所所長の弁護士佐藤康平です。

昨年は（一昨年も、ですね。）、まさに新型コロナウイルス感染症との戦いの一年でした。

まずは、本年は、皆様にとって明るい一年となりますことを、心から祈念いたします。

さて、コロナ禍にあっても、人が社会の中で生きていく以上、人ととの争いや、種々の法律問題が絶えることはありません。

その意味で、弁護士もまた、「ウィズコロナ」にて、依頼者のため、社会のため、その職務を全うすることが求められております。

コロナ禍において、オンラインでの打合や、裁判所のWEB会議等をはじめとして、弁護士業界においても、IT技術が目ざましい発展を遂げました。

それ自体は、「ウィズコロナ」そして「アフターコロナ」の時代において、ぜひ必要なものであると考えております。弊所においても、世の中の流れに遅れることなく、IT専門部を中心として、さまざまな技術の導入に取り組んでおります。

一方で、弊所の理念である、「依頼者のために」を実現するため、弊所は支所展開を続けております。地域密着の姿勢は、弊所にとって、こちらも欠かすことはできないものです。

IT技術の進歩とともに、弊所でも新しい技術は遅れることなく積極的に取り入れていきますとともに、地域密着の気持ちは忘れずに、IT技術と地域密着の両輪で、これからも、全速前進を続けてまいります。

皆様、本年も、弁護士法人愛知総合法律事務所を、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

ルネサンス2022年新春号を最後までお読みいただきありがとうございました。本号の表紙は、私が岐阜県山県市の鳥羽川サイクリングロードで撮影した桜並木の写真です。今年は、事務所全体で「新春号」の表紙にふさわしい作品」のコンテストを行い、この写真が選ばれました。見どころは、緑、桃色、青の色彩と真っすぐに続く道です。本号も新型コロナウイルスに関連する記事が多いですが、桜の花を見てホッと息づいていたら幸いです。



弁護士 中内 良枝



2022

ルネサンス編集委員一同

新年あけましておめでとうございます。
新年号より、表紙は所内コンテストにて決定、数年ぶりに事務局にも執筆してもうなど二部趣向を変えてみました。
今年も皆さんに喜ばれるルネサンスを発行していく所存でありますので、本年も宜しくお願い致します。

after word

編集後記



弁護士法人
愛知総合法律事務所

名古屋丸の内本部事務所

〒460-0002 名古屋市中区丸の内3丁目2番29号 ヤガミビル4階・5階・6階(受付)

TEL.052-971-5277 (代表) FAX.052-971-7876

※ご相談・ご来訪の際は予め電話にてご予約ください。

無料法律相談専用回線

TEL.052-212-5275

受付時間:午前9時30分～午後5時30分

事務所業務の
ご案内

令和4年1月4日(火)
より
業務開始
いたしました。